



# 島根県報

令和8年3月31日（火）

号外第49号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規 則 (総 務 課) 2

### 【告 示】

電線共同溝を整備すべき道路の廃止 (道 路 維 持 課) 29

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第40号）

#### 1 規則の概要

島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行等に伴う次に掲げる規則の規定及び様式の整備

- (1) 行政書士法施行細則
- (2) 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
- (3) 危険物の規制に関する細則
- (4) 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- (5) 母体保護法施行細則
- (6) クリーニング業法施行細則
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
- (8) 島根県農業技術センター分析等に関する規則
- (9) 島根県畜産技術センター分析等に関する規則
- (10) 島根県空港条例施行規則
- (11) 島根県屋外広告物条例施行規則
- (12) 建築士法施行細則

#### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第40号

島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(行政書士法施行細則の一部改正)

**第1条** 行政書士法施行細則（昭和26年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び試験手数料」を削る。

「  
様式第1中 

(島根県収入証紙はり付け欄) 島根県収入証紙をはり付け、 消印はしないこと。
--

 を削る。  
」

(島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の項及び別表第2 島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の項を削る。

(危険物の規制に関する細則の一部改正)

**第3条** 危険物の規制に関する細則（昭和46年島根県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（注）4を削る。

（島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

**第4条** 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号裏面を次のように改める。

(裏)

浄 化 槽 管 理 士			
所属営業所の名称	ふりがな 氏 名	免状交付番号	担当する営業区域

## 備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 役員の欄には、申請者が法人である場合に限り記載すること。
- 3 所定の欄に全部を記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。

(母体保護法施行細則の一部改正)

**第5条** 母体保護法施行細則(昭和27年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中

収 入	本籍地都道府県名
証 紙	住 所

を

「本籍地都道府県名

に改める。

住 所

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

**第6条** クリーニング業法施行細則(昭和46年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に条例第4条第1項第1号に定める額の検査手数料を添えて、」を「を」に改める。

第6条第2項中「及び条例第4条第1項第3号に定める額の受験手数料」を削る。

第7条から第9条までの規定中「に手数料を添えて」を「を」に改める。

様式第13号及び様式第14号中「氏 名」を「氏 名」に改める。  
年 月 日生

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第7条** 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第19条中「様式第19号」を「様式第19号の2」に改める。

様式第5号を次のように改める。

## 様式第5号（第4条関係）

※整理番号			
島根県知事		飼 養 登 録 申 請 書 様	
		年 月 日	
ふりがな		手数料納付済証貼付欄	
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
住 所			
電話番号			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第2項の規定により飼養登録票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
飼養する鳥獣の種類別及び雌雄別数量			
飼 養 の 理 由			
捕 獲 事 項 (法第9条第1項)	捕獲許可年月日及び許可番号	年 月 日	号
	捕 獲 場 所		
	捕 獲 年 月 日	年 月 日	
備 考			

(注) ※印欄には記載しないこと。

様式第12号表面を次のように改める。

様式第12号（第12条関係）

（表面）

※整理番号		受験希望会場		受験希望日									
狩 獵 免 許 申 請 書				手数料納付済証貼付欄									
島根県知事 様				年 月 日									
住 所	(〒 ー )		電話番号 ( )										
ふりがな													
氏 名													
生年月日	年 月 日生												
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により狩猟免許を受けたいので、下記のとおり申請します。													
記													
受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類（該当する狩猟免許及び猟具の□にレ印を付すこと。）並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る猟具の所持許可（猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けている場合に記載すること。）													
①	狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類		猟銃・空気銃所持許可証番号			交付年月日							
	<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> 網	/			/							
	<input type="checkbox"/> わな猟免許	<input type="checkbox"/> わ な											
	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	<input type="checkbox"/> ライフル銃	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
<input type="checkbox"/> 散 弾 銃													
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）												

様式第14号表面を次のように改める。

## 様式第14号（第14条関係）

(表面)

※整理番号		受講希望会場				
		受講希望日				
狩 獵 免 許 更 新 申 請 書						
島根県知事 様						
年 月 日						
住 所		(〒 ー )				
		電話番号 ( )				
ふりがな						
氏 名						
生年月日		年 月 日生				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により狩猟免許の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。						
記						
更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類 (該当する狩猟免許及び猟具の□にレ印を付すこと。)、狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日						
①	狩猟免許の種類及び 使用しようとする猟具の種類		都道府県知事名		狩猟免状の番号	交付年月日
	<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> 網	知事		号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> わな猟免許	<input type="checkbox"/> わ な	知事		号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 第1種 銃猟免許	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散 弾 銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮 ガスを使用する ものを含む。)	知事		号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 第2種 銃猟免許	<input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮 ガスを使用する ものを含む。)	知事		号	年 月 日

様式第15号表面を次のように改める。

## 様式第15号（第15条関係）

(表面)

免許の種類	免状番号	登録番号	※損害の賠償		
※網猟免許			※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		
※わな猟免許			※施行規則第65条第1項第7号、 第8号又は第9号の該当者か否かの別		
※第1種銃猟免許					
※第2種銃猟免許			※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		
※整理番号					
狩猟者登録申請書				写真 縦×横 3.0cm×2.4cm	
島根県知事 様				年 月 日	
住所	(〒 — ) 電話番号 ( )		手数料納付済証貼付欄		
ふりがな					
氏名					
生年月日	年 月 日生				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により狩猟者登録を受けたいので、下記のとおり申請します。 記					
<p>狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類（該当する狩猟免許及び猟具の□にレ印を付すこと。）、狩猟免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日並びに所持する免許の種類（第2種銃猟免許に係る登録の場合に限り、該当する□にレ印を付すこと。）</p> <p>（第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること。）</p>					
①	狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類		都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
	<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> 網	知事	号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> わな猟免許	<input type="checkbox"/> わ な	知事	号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散 弾 銃 <input type="checkbox"/> 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	知事	号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	知事	号	年 月 日
		所持する免許の種類	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許		

様式第15号別紙を次のように改める。

(別紙)

※狩猟者登録番号 (網)		※狩猟者登録番号 (第1種銃猟)		
※狩猟者登録番号 (わな)		※狩猟者登録番号 (第2種銃猟)		
年度 狩 猟 税 申 告 書				
納 税 義 務 者	住 所			
	氏 名			
狩猟免許の種類及び納付額 (該当する欄に○印を付すこと。)				○印 欄
1 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	16,500円	
		許可捕獲者	8,200円	
2 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般	11,000円	
		許可捕獲者	5,500円	
3 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	8,200円	
		許可捕獲者	4,100円	
4 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般	5,500円	
		許可捕獲者	2,700円	
5 号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般	5,500円	
		許可捕獲者	2,700円	
対象鳥獣捕獲員		第1種銃猟免許	0円	
		網猟又はわな猟免許	0円	
		第2種銃猟免許	0円	
認定捕獲従事者		第1種銃猟免許	0円	
		網猟又はわな猟免許	0円	
		第2種銃猟免許	0円	
合 計 金 額				円
私は、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。(2号税率又は4号税率の適用を受ける者に限る。)		署 名		
備考				
狩 猟 税 納 付 済 証 貼 付 欄				納 入 済 印

- (注) 1 対象鳥獣捕獲員については、狩猟者登録時において対象鳥獣捕獲員であった者が狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの狩猟期間内に再び狩猟者登録をする場合を含む。  
 2 許可捕獲者とは、施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者のことをいう。  
 3 認定捕獲従事者とは、施行規則第65条第1項第9号に該当する者のことをいう。  
 4 許可捕獲者又は対象鳥獣捕獲員の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。  
 5 認定捕獲従事者の税率の適用を受ける者は、事業者代表の証明書を添付すること。  
 6 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、署名欄に署名し、併せて市町村長の証明書を添付すること。  
 7 地方税法第700条の52第2項(放鳥獣猟区に係る狩猟者の登録)の税率の適用を受ける者は、備考欄にその内容を記載すること。  
 8 ※印欄には、納税義務者は記載しないこと。

様式第16号表面を次のように改める。

様式第16号 (第15条関係)

(表面)

免許の種類	免 状 番 号	登 録 番 号	※ 損 害 の 賠 償		
※網猟免許			※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		
※わな猟免許			※施行規則第65条第1項第7号、 第8号又は第9号の該当者か否かの別		
※第1種銃猟免許			※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		
※第2種銃猟免許					
※整理番号					
狩 猟 者 変 更 登 録 申 請 書				写 真	
島根県知事 様				縦×横 3.0cm×2.4cm	
				年 月 日	
住 所	(〒 ー )		手数料納付済証貼付欄		
	電話番号 ( )				
ふりがな					
氏 名					
職 業					
生年月日	年	月 日生			
変更しようとする狩猟者登録証の番号	号				
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年	月 日			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。					
記					
変更登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類 (該当する狩猟免許及び猟具の□にレ印を付すこと。)、狩猟免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日並びに所持する免許の種類 (第2種銃猟免許に係る登録の場合に限り、該当する□にレ印を付すこと。)(第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること。)					
①	狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類		都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
	<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> 網	知事	号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> わな猟免許	<input type="checkbox"/> わ な	知事	号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散 弾 銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	号	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	号	年 月 日
			所持する免許の種類	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	

様式第16号別紙を次のように改める。

(別紙)

※狩猟者登録番号(網)				※狩猟者登録番号(第1種銃猟)			
※狩猟者登録番号(わな)				※狩猟者登録番号(第2種銃猟)			
年度 狩 猟 税 申 告 書							
納 税 義 務 者		住 所					
		氏 名					
狩猟免許の種類及び納付額(該当する欄に○印を付すこと。)							○印欄
1号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般		16,500円			
		許可捕獲者		8,200円			
2号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般		11,000円			
		許可捕獲者		5,500円			
3号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般		8,200円			
		許可捕獲者		4,100円			
4号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般		5,500円			
		許可捕獲者		2,700円			
5号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般		5,500円			
		許可捕獲者		2,700円			
対象鳥獣捕獲員		第1種銃猟免許		0円			
		網猟又はわな猟免許		0円			
		第2種銃猟免許		0円			
認定捕獲従事者		第1種銃猟免許		0円			
		網猟又はわな猟免許		0円			
		第2種銃猟免許		0円			
合 計 金 額						円	
私は、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。(2号税率又は4号税率の適用を受ける者に限る。)				署 名			
備考							
納 付 済 証						納 入 済 印	

- (注) 1 対象鳥獣捕獲員については、狩猟者登録時において対象鳥獣捕獲員であった者が狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの狩猟期間内に再び狩猟者登録をする場合を含む。
- 2 許可捕獲者とは、施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者のことをいう。
- 3 認定捕獲従事者とは、施行規則第65条第1項第9号に該当する者のことをいう。
- 4 許可捕獲者又は対象鳥獣捕獲員の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。
- 5 認定捕獲従事者の税率の適用を受ける者は、事業者代表の証明書を添付すること。
- 6 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、署名欄に署名し、併せて市町村長の証明書を添付すること。
- 7 地方税法第700条の52第2項(放鳥獣猟区に係る狩猟者の登録)の税率の適用を受ける者は、備考欄にその内容を記載すること。
- 8 ※印欄には、納税義務者は記載しないこと。

様式第19号を次のように改める。

## 様式第19号（第17条関係）

年 月 日	
住所等変更届出書	
島根県知事 様	
住 所	電話番号
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日
職 業	
<p>(該当項目の□にレ印を付すこと。)</p> <p><input type="checkbox"/>住所・氏名変更に係る届出        下記のとおり住所・氏名を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律        第 条第 項・施行規則第 条第 項の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/>施行規則第65条第1項第9号に該当する者でなくなった場合の届出（※1）</p> <p><input type="checkbox"/>対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出（※2）</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
狩猟免状等の種類 (該当項目の□にレ印 を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 登録票 <input type="checkbox"/> 危険猟法許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 販売許可証
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
※3 旧住所・氏名	
新住所・氏名	

(注) 1 該当項目の□にレ印を付すこと。

2 ※1については、施行規則第65条第1項第9号に該当する者として狩猟者登録を行った者が、同号に該当する者でなくなった場合に限り、□にレ印を付すこと。

3 ※2については、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に限り、□にレ印を付すこと。

4 ※3欄については、住所・氏名変更に係る届出を行おうとする場合に限り記載すること。

なお、変更届出には、住所又は氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付すること（届出書の提出に際して上記書類の提出を行うことでも足りる。）。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19号の次に次の1様式を加える。

## 様式第19号の2 (第18条・第19条関係)

年 月 日	
亡 失 届 出 書 再 交 付 申 請 書	
島根県知事 様	
住 所	手数料納付済証貼付欄
電話番号	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
職 業	
<input type="checkbox"/> 亡失に係る届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・施行規則第 条の規定により届け出ます。	
<input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項の規定により下記のとおり狩猟免許等の再交付を申請します。	
手数料納付方法 手数料等納付書	
記	
狩 猟 免 状 等 の 種 類 (該当項目の□にレ印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 登録票 <input type="checkbox"/> 危険猟法許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 販売許可証
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日
亡失又は再交付の理由	

(注) 1 該当項目の□にレ印を付すこと。

2 申請書を提出した機関からの手数料等納付書を受領後に、納付手続を行い、納付済証を提出すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部改正)

**第8条** 島根県農業技術センター分析等に関する規則（平成18年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

「

収入証紙貼り付け欄

」

を削る。

(島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部改正)

**第9条** 島根県畜産技術センター分析等に関する規則（平成16年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

## 様式第1号（第3条関係）

(経由機関記載欄)

※ 経由機関名	※ 受付年月日	※ 受付番号
	年 月 日	

## 飼料分析申込書

年 月 日

島根県畜産技術センター所長 様

住所  
申込者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

島根県畜産技術センター分析等に関する規則第3条の規定により、次のとおり飼料の分析を申し込みます。

1 飼料の名称	
2 生産者住所 氏 名	
3 採取者住所 氏 名	
4 採取場所	
5 採取年月日	
6 利用形態	<input type="checkbox"/> 乾草 <input type="checkbox"/> サイレージ
7 刈取り区分	<input type="checkbox"/> 1番草 <input type="checkbox"/> 2番草 <input type="checkbox"/> 3番草 <input type="checkbox"/> 4番草
8 生育期区分	イネ科牧草…… <input type="checkbox"/> 出穂前 <input type="checkbox"/> 出穂初 <input type="checkbox"/> 出穂期 <input type="checkbox"/> 穂揃期 <input type="checkbox"/> 開花期 <input type="checkbox"/> 結実期 トウモロコシ等 …… <input type="checkbox"/> 出穂期 <input type="checkbox"/> 開花期 <input type="checkbox"/> 乳熟前期 <input type="checkbox"/> 乳熟期 <input type="checkbox"/> 糊熟期 <input type="checkbox"/> 黄熟期 <input type="checkbox"/> 完熟期
9 分析項目	<input type="checkbox"/> 水分、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分（近赤外線分析法） <input type="checkbox"/> 水分、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分（化学的分析法） <input type="checkbox"/> その他（ ）

- (注) 1 6欄から9欄までは、該当する項目にレ印を付すこと。  
2 自家配合飼料及び濃厚飼料の場合は、6欄から8欄までは記入を要しない。  
3 9欄のその他の項目については、（ ）に項目名を記入すること。  
4 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号中

「4 手数料額

円

収入証紙貼付け欄
----------

(注) 登録証の写しを添付すること。

を

「4 手数料額

円

(注) 登録証の写しを添付すること。

に改める。

様式第3号中

「

収入証紙貼付け欄
----------

を削る。

様式第4号中

「4 手数料額

円

収入証紙貼付け欄
----------

(注) 1 2の検査理由欄及び3の検体の種類欄は、該当する項目にレを付すこと。

2 血統を証する書類(子牛登記証明書、登録証明書、人工授精又は受精卵移植証明書等)の写しを添付すること。

を

「4 手数料額

円

(注) 1 2の検査理由欄及び3の検体の種類欄は、該当する項目にレを付すこと。

2 血統を証する書類（子牛登記証明書、登録証明書、人工授精又は受精卵移植証明書等）の写しを添付すること。

に改める。

(島根県空港条例施行規則の一部改正)

**第10条** 島根県空港条例施行規則（昭和40年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「方法」を削り、同条第1項を次のように改める。

着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を納付しようとする者は、着陸料等納付届（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、条例第14条第3項に規定する着陸料等の納付の特例の承認を受けた者については、この限りでない。

様式第6号中「着 陸 料 等 納 付 書」を「着 陸 料 等 納 付 届」に、

空 港 使 用 日 時 2回以上使用の 場合は明細書を 添付すること。	着 陸	年	月	日	時	分
	停 留	年	月	日	時	分
		年	月	日	時	分
						(停留 時間)
収入証紙貼付欄						

を

空 港 使 用 日 時 2回以上使用の 場合は明細書を 添付すること。	着 陸	年	月	日	時	分
	停 留	年	月	日	時	分
		年	月	日	時	分
						(停留 時間)

に改める。

(島根県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

**第11条** 島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第10号第一面中	収入証紙 貼付欄	を削る。
------------	-------------	------

様式第13号中「証紙はり付け欄」を「備考欄」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第12条 建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

島 根 県 収 入 証 紙 （消印しないで ください。）
---------------------------------------

を削る。

第4号様式中

島根県収入証紙（消印しないでください。）
----------------------

を削る。

第5号様式中

島 根 県 収 入 証 紙 1 通につき500円貼付 （消印しないでく ださい。）
---

を削る。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第30条関係）

## 建築士事務所登録証明書

下記のとおり建築士法第23条の規定により登録を受けていることを証明します。

年 月 日

島根県知事

記

事務所名称	
所在地	
開設者氏名	
登録番号	
登録年月日	
登録有効期間	～
管理建築士名	
管理建築士登録番号	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、この規則の施行の日から令和8年9月30日までの間は、所要の調整をして使用することができる。

**告 示**

## 島根県告示第206号

電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり廃止したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定により告示する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は 下り線の別	廃 止 年月日
県 道	江津港線	江津市江津町1212番6地先から同町1517番1地先まで	上り線	令和8年 4月1日
		江津市江津町1216番5地先から同町913番1地先まで	下り線	